

# 起業家支援資金 のご案内



北 区

取扱期間

令和7年

3 月

31 まで

Bさんの場合

融資金額 1,000万円 返済期間 5年 保証料率 0.5%

※保証料率はお客さまにより異なります。

融資利率 1.8%

保証料 137,500円

北区からの利子補給

1.5%

残り

0.3%

城北信用金庫にてご融資  
させていただきますと、  
残りを負担いたしますので

最大  
2,000万円  
までご融資

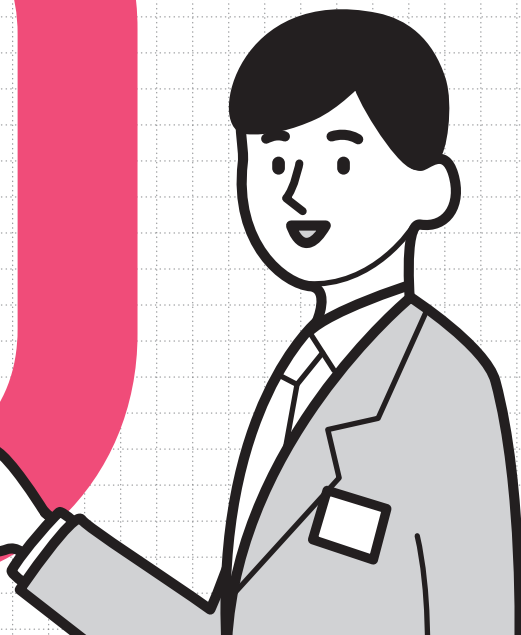
北区もしくは  
東京都からの保証料補助

91,666円

45,834円

城北信用金庫からの  
信用保証料補助

融資利率・保証料  
実質自己負担  
ゼロ



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

# 北区 起業家支援資金のご案内

事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合(創業した日から1年未満の場合を含む)で次の全ての要件に該当すること。

## 対象者

- (1)区内に住所(法人にあっては本店登記)及び主たる事業所を有すること  
(ただし、北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい)
- (2)前年度の個人住民税を完納していること
- (3)信用保証協会の保証対象業種であること
- (4)開業前の場合、自己資金が開業資金の1/2程度あること
- (5)適切な事業計画と確実な資金計画があること
- (6)現在かつ将来にわたって暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないこと

## 資金使途

運転資金、設備資金、併用資金

## 融資限度額

1,500万円以内(特定創業支援事業の認定事業者は2,000万円)

## 融資期間

運転資金・併用資金:7年以内 設備資金:10年以内 ※どちらも据置1年以内を含む

## 融資利率

1.8%以内

## 利子補給

北区が1.5%、当金庫が0.3%を利子補給いたします。

## 利子補給期間

融資期間と同じ

## 保証料

「東京信用保証協会」の基準により決定されます。

## 保証料補助

東京信用保証協会の保証をご利用いただきます。保証料補助については都補助と区補助の二種類に分かれます。  
(融資期間)5年以下→ご本人様が立替えし、実行後に北区が2/3、当金庫が1/3負担いたします。  
(融資期間)5年超 →東京都補助分(2/3)差し引いた残りの1/3をご本人様が立替えし、実行後に当金庫が1/3を負担いたします。

## 返済方法

元金均等返済

## 保証人

個人は原則として不要、法人は原則として代表者

## 担保

必要に応じて

## その他事項

ご利用いただく方の借入状況・形態により、北区所定の保証料率を上回る料率が適用となった場合、実質負担がゼロとならないことがあります。

※ 上記以外にも要件があります。詳しくは窓口または営業担当者までお問い合わせください。

※ 繰上げ返済を行う場合等、当金庫所定の手数料がかかります。

※ 審査の結果、ご融資できない等ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 当金庫からの利子補給分ならびに保証料補助分についても、北区からの利子補給の停止や保証料の返還請求等が発生した場合には、同様に停止や返還請求をさせていただく場合があります。



お気軽に下記取扱店舗までお問い合わせください



### 王子営業部

豊島1-10-10  
03-3913-1151

### 梶原支店

北区堀船3-31-9  
03-3914-5611

### 東十条支店

東十条3-15-13  
03-3927-1161

### 赤羽支店

赤羽2-1-9  
03-3902-1151

### 尾久駅前支店

昭和町2-8-1  
03-3894-4141

### 尾久中央支店

荒川区西尾久3-8-1  
03-3893-8121

### 赤羽西口支店

赤羽西1-40-5  
03-5993-1251

### 駒込支店

中里2-21-3  
03-3940-1151

### 東尾久支店

荒川区東尾久2-37-18  
03-3895-3711

### 浮間支店

浮間3-18-6  
03-3965-1151

### 十条支店

十条仲原3-13-1  
03-3907-1151

### 動坂支店

文京区千駄木3-24-10  
03-3821-8161

### 志村支店

板橋区坂下2-16-8  
03-3960-7181

### 巣鴨支店

豊島区西巣鴨1-12-1  
03-3915-1151